

**サービス利用者**  
保護者

苦情・ご意見等

苦情等の内容の確認報告を  
受けた旨の通知を  
行います。

**苦情・ご意見等の受付担当者**  
(苦情・ご意見等の受付・記録)

担当：田中誠

保護者の求めに応じて報告します。

責任者の段階の相談で納得いかない  
場合には、第三者委員に直接相談し、  
話し合いへの立会・助言を求める事が  
できます。

**第三者委員**

(相談窓口)  
(必要に応じて話し合いに立ち会います)

担当：小野政志

**苦情・ご意見等の  
相談解決責任者**

(話し合いにより苦情・ご意見等を解決します)

担当：杉田三奈